平成３０年第１回睦沢町議会臨時会会議録

平成３０年１月２３日（火）午前９時開会

出席議員（１４名）

１番	丸　山　克　雄	２番	久　我　眞　澄
３番	伊　原　邦　雄	４番	久　我　政　史
５番	田　邉　明　佳	６番	麻　生　安　夫
７番	清　野　　　彰	８番	今　関　澄　男
９番	岡　澤　宏　一	１０番	中　村　義　德
１１番	中　村　　　勇	１２番	市　原　時　夫
１３番	田　中　憲　一	１４番	市　原　重　光

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町　　　長	市　原　　　武	副　町　長	宮　﨑　登身雄
総　務　課　長	鈴　木　庄　一	総務課主査兼総務班長	池　澤　竜　二
総務課主査兼財政班長	秋　葉　秀　俊		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事　務　局　長	中　村　幸　夫	書　　　記	内　山　裕　介
書　　　記	麻　生　健　介		

議　事　日　程（第１号）

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期決定の件

日程第　３　常任委員会委員の選任

日程第　４　常任委員会委員長並びに副委員長の選任

日程第　５　議会運営委員会委員の選任

日程第　６　議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任

日程第　７　議会だより編集特別委員会委員の選任

日程第　８　議会だより編集特別委員会委員長並びに副委員長の選任

日程第　９　議会図書室運営委員会委員の選任

日程第１０　睦沢町情報公開審査会委員並びに睦沢町個人情報保護審査会委員の推薦について

日程第１１　長南町ガス事業運営協議会委員の推薦について

日程第１２　睦沢町国民健康保険運営協議会委員の推薦について

日程第１３　睦沢町障害者計画推進協議会委員の推薦について

日程第１４　睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会委員の推薦について

日程第１５　睦沢町民生委員推薦会委員の推薦について

日程第１６　睦沢町健康づくり推進協議会委員の推薦について

日程第１７　かずさ有機センター運営協議会委員の推薦について

日程第１８　睦沢町ふるさと推進協議会委員の推薦について

日程第１９　睦沢町環境審議会委員の推薦について

日程第２０　社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会評議員の推薦について

日程第２１　睦沢町シルバー人材センター役員の推薦について

日程第２２　社会を明るくする運動睦沢町推進委員会委員の推薦について

日程第２３　議案第　１号　睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２４　議案第　２号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第２５　発議案第１号　睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２６　議案第　３号　平成２９年度睦沢町一般会計補正予算（第７号）

日程第２７　議案第　４号　平成２９年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第２８　議案第　５号　平成２９年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

日程第２９　議案第　６号　平成２９年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第３０　議案第　７号　平成２９年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

（町長の提案理由説明・質疑・討論・採決）

追加日程第　１　一宮聖苑組合議会議員の選挙

◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君）　皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第１回睦沢町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

◎諸般の報告

○議長（市原重光君）　日程に入る前に、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、別紙のとおり出席者の報告がありました。

お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君）　ここで議会関係の報告をいたします。

今月17日に議会運営委員会が開催されました。内容について、10番、中村義徳委員長から報告があります。

中村義徳委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君）　皆さん、おはようございます。

議会運営委員会から報告いたします。

去る１月17日に正副議長室におきまして、市原議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日招集されました平成30年第１回睦沢町議会臨時会の運営についてであります。

協議内容につきましては、お手元に配付の日程により説明申し上げます。

このたび、睦沢町議会委員会条例の規定により、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期２年が満了となりましたので、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選出につきましてお願いをいたします。これに伴いまして、議会だより編集特別委員会、議会図書室運営委員会並びに町の各種委員会、協議会等の委員選出につきましても関連がございますので、併せて選出をお願いいたします。

議案は、条例改正２件、補正予算５件、発議案１件であります。会期は、協議の結果、本

日１日限りと決定をいたしました。

なお、町の各種委員会等の委員の選任につきましては、議員全員により協議を行う旨、議会運営委員会で決定をいたしましたので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君）　ここで町長からご挨拶があります。

市原町長。

○町長（市原　武君）　本日は、平成30年第１回睦沢町議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

平成30年も明けて早くも半月が過ぎ、大寒を迎え一層寒さが身にしみる季節となっており、皆様におかれましてもお体をご自愛いただきたいと存じております。折しも本日、４年ぶりの大雪となり、昨夜からの降雪による道路の除雪作業等を実施いたしました。町民の皆様にも、けがなどなさらないようご注意いただきたいと存じます。

なお、対応状況によりまして予算的な措置をお願いすることも考えられますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

さて、過日実施いたしました新春賀詞交換会には多数のご出席をいただき、ありがとうございました。私も新年に臨み、決意を述べさせていただきましたが、皆様と親しく歓談する中、意気込みを新たに一つ一つ事業を着実に実施すべく努力して参ります。また、消防５支団の出初め式に当たり、本年も防災意識を高め、安心・安全な睦沢町であるよう関係諸団体と連携、協力して参りますので、議員各位の格段のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本議会臨時会においては、平成29年度人事院勧告及び千葉県人事委員会の給与に関する報告及び勧告に基づく給与等の改正による条例と補正予算についてご審議いただきます。よろしくご理解をいただき、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、行政報告を申し上げます。

総務課所管のふるさと納税につきましては、さきの議会定例会において、本町の地方創生

スポーツツーリズムの取り組みに対する寄附についてお話をさせていただきましたが、12月末で18名の方から１億3,488万5,899円の寄附をいただきました。町の貴重な財源として有効に活用したいと考えております。

次に、まちづくり課所管のスマートウェルネスタウン拠点形成事業につきましては、平成29年第２回議会定例会において、ＰＦＩ事業契約の締結並びに指定管理者の指定の議決をいただいたところでございます。

なお、現在の道の駅については、平成13年度に総合交流拠点施設として整備がされ、14年７月につどいの郷むつざわとしてオープンし、また、平成16年８月には道の駅に登録、そして、18年１月から有限会社つどいの郷むつざわに指定管理者として町の農業振興の一翼を担っていただきました。この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

このたび、スマートウェルネスタウン拠点形成事業の議決をいただき、平成31年９月までに新たな道の駅のオープンを目指す中、併せて既存の道の駅の今後の活用方法についても検討して参ったわけでございますが、なかなかその活路を見出せない状況でございました。

しかしながら、昨年12月14日に日本郵便株式会社関東支社より、新たな道の駅のオープンに伴い、条件が整えば既存の道の駅を是非、睦沢郵便局として活用したいという申し入れが正式にございました。私といたしましてもその後の活用として、また地域振興施設として最も好ましい拠点であると考えるところでございます。また、この新しい郵便局では町内の集配を受け持つということで、上市場地域にある郵便局での集配機能はなくなりますが、そのまま郵便局として存続出来るよう、瑞沢郵便局との統合を含め検討しているとのことでございます。

なお、残念ながら瑞沢郵便局については、その存続は難しいということでございました。瑞沢郵便局の移転ということで、瑞沢地区の方につきましては今までとは違い、不便はあると思いますが、新たな郵便局が地理的にも町の中心部に出来れば、上市場まで行かなくてもよいということですので、ご理解を賜るものでございます。

今後、既存の道の駅につきましては、新たな郵便局を誘致するということで、土地所有者のご理解をいただくことも併せ進めさせていただきたいと思います。

なお、日本郵便株式会社としては、既存施設の無償譲渡を希望したいという意向でございます。

以上、行政報告をさせていただきました。本日はよろしくお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

なお、本日の議案について、議事等の都合から、一部について後刻配付いたしますので、あらかじめご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君）　これより日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより議長から指名をいたします。10番、中村義徳議員、11番、中村　勇議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君）　日程第２、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日１日間限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日１日限りとすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

この後の議事の運営等について、議員全体会議を開催し、協議を行いたいと思いますので、302、303会議室にお集まりください。再開はブザーでお知らせいたします。

（午前　９時１０分）

（休憩中議員全体会議開催）

○議長（市原重光君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前　９時４７分）

◎常任委員会委員の選任

○議長（市原重光君）　日程第３、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第６条の規定により議長から指名をいたします。

まず最初に、総務経済常任委員会委員に、１番、丸山克雄議員、４番、久我政史議員、７番、清野　彰議員、８番、今関澄男議員、11番、中村　勇議員、12番、市原時夫議員、そして14番、市原重光。

次に、厚生文教常任委員会委員に、２番、久我眞澄議員、３番、伊原邦雄議員、５番、田邉明佳議員、６番、麻生安夫議員、９番、岡澤宏一議員、10番、中村義德議員、13番、田中憲一議員。

以上、両委員会とも７名の指名をいたしました。

以上のとおり、各常任委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員はただいま指名のとおり選任することに決定をいたしました。

◎常任委員会委員長並びに副委員長の選任

○議長（市原重光君）　日程第４、常任委員会委員長並びに副委員長の選任を行います。

常任委員会委員長並びに副委員長の選任は、委員会条例第７条第２項の規定により、委員会において互選することになります。

それではこの後、暫時休憩し、休憩中に各常任委員会で互選をお願いいたします。

今関澄男議員。

○８番（今関澄男君）　発言を求めますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（市原重光君）　何の発言でしょうか。

○８番（今関澄男君）　よろしいですか、中身、発言して。

○議長（市原重光君）　一応日程に沿った。

○８番（今関澄男君）　ですから、今、常任委員会選任されましたけれども、その次に委員長、副委員長を決めるわけでございますが、全体的な議会構成について一言発言させていただきたいなというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（市原重光君）　日程にないこと。

○８番（今関澄男君）　日程にありません。

○議長（市原重光君）　ありません。ないものは認めるわけにはいきませんね、日程にないものは。

○８番（今関澄男君）　日程にないものは、だからそれで発言を求めているんですけれども。

○議長（市原重光君）　一応、議会運営委員会で決定をしたとおりのことを私は進めておりますから、日程にないものをやはり認めるということはいかがなものですかね。今関議員さんも議運のメンバーですよね。

○８番（今関澄男君）　そうです。

○議長（市原重光君）　それに従っていただくのが、これが基本だという。

○８番（今関澄男君）　議運の中でも若干発言しましたけれども、その内容について本会議でもって発言をしたいということなんですが、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君）　それは、私は今申し上げたとおり、言うタイミングは悪いよね。もっと早く言うべき、構成が終わってからどうのこうのということはいかがなものですかね。

○８番（今関澄男君）　これ以上、以降の日程に移りますと弊害が出て参りますが、この常任委員の選任の中での次の段階には差し支えないと思いますので、発言させていただきたいなというふうに思うんですけれども。

○議長（市原重光君）　よくわかりませんね。何を申し上げるのか。

○８番（今関澄男君）　私は、よろしいですか。

○議長（市原重光君）　どうぞ、やってください。

○８番（今関澄男君）　発言させていただきます。

○議長（市原重光君）　議運の決定事項ですから、それを議運のメンバーさんが日程にないことを発言すること自体は、私は間違っていると思いますよ。きつい言葉だと思いますけれども。

○８番（今関澄男君）　発言させて、よろしいですか。

○議長（市原重光君）　発言のみですよ。お答えはしませんから。どうぞ。

○８番（今関澄男君）　睦沢町議会は、私も在職して10年余になるわけでございますけれども、本町睦沢町独自の対応として、この議長並びに副議長、委員会構成等につきましては２か年ごとに議員の信任を受け、就任してきたという経過がございます。特に議長、副議長等につきましては、自治法からいえば議員の任期ということでうたわれておりますので、何ら問題はないわけでございますけれども、本町の今までの対応と議会の活性化に向け、本来であれば、今までの慣例というような形になるかもわかりませんけれども、いったん、議長、副議

長も含めてそれぞれ辞表を提出して再信任を受けるべきというふうに私は思うものでございます。

したがいまして、今日まで延々として先輩議員たちと取り組んで参りましたそういう流れに沿って、やはり４年のうちの２年という一つの本町の節目がございますので、その辺も含めて対応していただきたいというふうに私は強く思うものでございます。そのようなことで発言させていただきました。

○議長（市原重光君）　今関議員の発言ですから、議員も10年経過をしたと申し上げておりますね。やはり今まで、慣例のお話をされましたけれども、私はやはり選挙で選ばれた方は議員の任期ということで、議長、副議長だけじゃございません。その他、みんな投票で選ばれた方は自己の判断が基本だと思います。その中で、やはりそういうお話も今現在ありません。

そういうことの中で、やはりそれは今関議員の慣例が通用するのか、それか法に基づいて進めていくのか、これは誰が見てもおのずからして、やっぱり基本的なものが優先をするということだと思います。正副だけの話ではないというふうに、だというふうに私は認識をしておりますから、一応意見は意見として聞きました。そういうことでよろしいですか。

○８番（今関澄男君）　それで以上です。

○議長（市原重光君）　それでは、続けて進めて参りたいと思います。

それではこの後、暫時休憩をし、休憩中に各常任委員会で互選をお願いいたします。

また、互選の職務は委員会条例第８条の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので申し添えます。

なお、年長の委員は互選の結果を報告をお願いいたします。協議場所は各常任委員会室でお願いをいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

（午前　９時５６分）

（休憩中各常任委員会開催）

○議長（市原重光君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時１８分）

○議長（市原重光君）　各常任委員会から互選の結果をご報告願います。

　まず最初に、総務経済常任委員会から報告願います。

　久我政史議員。

〇４番（久我政史君）　それでは、総務経済常任委員会のほうの委員長のほうを、11番の中村勇議員、副委員長を８番の今関澄男議員に決まりましたのでご報告いたします。

〇議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

　次に、厚生文教常任委員会からご報告願います。

　中村義德議員。

〇１０番（中村義德君）　厚生文教常任委員会の委員長並びに副委員長の選任をいたしましたので報告申し上げます。

　委員長に10番、中村義德、副委員長に５番、田邉明佳議員を選任いたしました。

〇議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

　ただいま報告のありました互選の結果のとおり、総務経済常任委員会委員長に中村　勇委員、同副委員長に今関澄男委員、厚生文教常任委員会委員長に中村義德委員、同副委員長に田邉明佳委員と決定をいたしました。

◎議会運営委員会委員の選任

〇議長（市原重光君）　日程第５、議会運営委員会委員の選任を行います。

　議会運営委員会委員は、委員会条例第４条の２で委員の定数を６名に、また、議会運営委員会規定第３条で、その委員を各常任委員会から３名ずつ選出する旨の規定がされております。

　そこでお諮りをいたします。

　この後休憩し、休憩中に各常任委員会で協議を行い、３名ずつ選出願いたいと思います。

　何かご異議ありませんか。

　中村　勇議員。

〇総務経済常任委員長（中村　勇君）　総務経済常任委員会では、もう既に選任してございますので、あらかじめ申し伝えます。

〇議長（市原重光君）　ただいま、中村総務経済常任委員長から、この件についてもう決まっておるということでありましたので、そのとおりに進めてよろしいですか。

（「いいです」の声あり）

〇議長（市原重光君）　では、もう一方の厚生文教のほうはいかがでしょうか。

じゃ、そのとおりに進めると。わかりました。

各常任委員会委員長から互選の結果を報告願います。

中村　勇総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（中村　勇君）　総務経済常任委員会から、議会運営委員会委員の選任を行いましたので報告いたします。

11番、中村　勇、８番、今関澄男、７番、清野　彰、敬称は略させていただきました。

○議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員会委員長から報告願います。

中村委員長。

○厚生文教常任委員長（中村義德君）　厚生文教常任委員会から、議会運営委員会の委員について申し上げます。10番、中村義德議員、５番、田邉明佳議員、６番、麻生安夫議員、以上３名でございます。

○議長（市原重光君）　ありがとうございました。

議会運営委員会委員は、ただいま各常任委員会委員長から報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、ちょっとお待ちください。

それでは番号は申し上げませんから、まず中村　勇委員、次に今関澄男委員、清野　彰委員、中村義德委員、田邉明佳委員、麻生安夫委員、以上６名を選任することに決定をいたしました。

◎議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任

○議長（市原重光君）　日程第６、議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任を行います。

委員長並びに副委員長の選任は、委員会条例第７条第２項の規定により、委員会において互選することになります。

それではこの後、暫時休憩し、休憩中に議会運営委員会で互選をお願いいたします。また、互選の職務は常任委員会の例により、年長の委員にお願いし、その結果を報告願います。

協議場所は正副議長室をお使いください。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

なお、開会についてはブザーでお知らせをいたします。

（午前１０時２５分）

（休憩中議会運営委員会開催）

○議長（市原重光君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３１分）

○議長（市原重光君）　先程、委員長のほうから報告がありましたけれども、委員会の中で選任のあり方が、ちょっと何かあったということでありますから、委員長のほうから報告を願います。

中村義徳委員長。

○厚生文教常任委員長（中村義徳君）　先程、厚生文教常任委員会のほうからご報告申し上げましたけれども、６番の麻生安夫議員ということでしたけれども、13番の田中憲一議員に変更いたしますのでよろしくお願いします。

○議長（市原重光君）　ありがとうございました。

ただいま委員長のほうから報告のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

それでは、田中憲一委員については、議運の一員としてお願いを申し上げたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩をし、議会運営委員会委員長、副委員長の選任を行います。

暫時休憩といたします。

（午前１０時３３分）

（休憩中議会運営委員会開催）

○議長（市原重光君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４１分）

○議長（市原重光君）　私のほうから、今、議運の委員長、副委員長の決定をお願いしたわけでありますけれども、私の口述のとおり委員会が行われませんでした。

私の不徳のいたすところでありますから、口述の中では年長の委員が仕切るということをお願いしました。ところが、ちょっと手違いがありまして、私のほうから進めてしまいましたので、その辺については申し訳なかったというふうに思います。そういうことでご理解をしていただいて、この後、委員長が決定をされましたから、本来からすれば、仕切った人が報告をするということになっておりますけれども、仕切らなかったので、決まった委員長のほうから報告をするということでご理解をお願いを申し上げたいというふうに思います。

中村　勇委員。

○議会運営委員長（中村　勇君）　ただいま、議会運営委員会を開催させていただきました。本来であれば報告が、今、議長が言われましたように年長者の中村義徳委員から報告があるところではございましたのですが、手はずが変わりましたので、私から報告をさせていただきます。

議会運営委員会委員長に11番、中村　勇、副委員長に10番、中村義徳委員を選任いたしました。

以上です。

○議長（市原重光君）　ありがとうございました。

ただいま報告のありました互選の結果のとおり、議会運営委員会委員長に中村　勇委員、同副委員長に中村義徳委員と決定をいたしました。

◎議会だより編集特別委員会委員の選任

○議長（市原重光君）　日程第７、議会だより編集特別委員会委員の選任を行います。

委員の選任は、議会だより編集特別委員会規定第３条により、各常任委員会で互選し、合計５名をもって組織することになっております。

それではこの後、暫時休憩をし、休憩中に各常任委員会で互選をお願いいたします。

協議場所は各常任委員会室でお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

（午前１０時４５分）

（休憩中各常任委員会開催）

○議長（市原重光君）　それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前１０時５４分）

○議長（市原重光君）　中村勇委員長、何かありますか。

○総務経済常任委員長（中村　勇君）　ありません。

○議長（市原重光君）　ありません。それでは、各常任委員会委員長から互選の結果を報告願います。

まず最初に、総務経済常任委員長からお願いいたします。

中村勇委員長。

○総務経済常任委員長（中村　勇君）　それでは、議会だより編集特別委員会委員の選任をさせていただきます。

総務経済常任委員会から、１番、丸山議員、４番、久我政史議員の２名であります。

○議長（市原重光君）　ありがとうございました。

次に、厚生文教常任委員会委員長から報告をお願いいたします。

中村義德委員長。

○厚生文教常任委員長（中村義德君）　厚生文教常任委員会から、議会だより編集特別委員会の委員を選任いたしましたので報告申し上げます。

２番、久我眞澄議員、６番、麻生安夫議員、13番、田中憲一議員に決定いたしました。

○議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

議会だより編集特別委員会委員は、ただいま各常任委員会委員長から報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、議会だより編集特別委員会委員は、まず、１番、丸山克雄議員、２番、久我眞澄議員、４番、久我政史議員、６番、麻生安夫議員、13番、田中憲一議員、以上５名を選任することに決定いたしました。

◎議会だより編集特別委員会委員長並びに副委員長の選任

○議長（市原重光君）　それでは、議会だより編集特別委員会委員長並びに副委員長の選任を

行います。

委員長並びに副委員長の選任は、議会だより編集特別委員会規定第５条第２項の規定により、委員会において互選することになります。

それではこの後、暫時休憩し、休憩中に議会だより編集特別委員会で互選をお願いいたします。

また、互選の職務は委員会条例第８条第２項により、年長の委員にお願いをし、その結果を報告願います。

協議場所は正副議長室でお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

（午前１０時５８分）

（休憩中議会だより編集特別委員会開催）

○議長（市原重光君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時０３分）

○議長（市原重光君）　それでは、互選の結果を報告願います。

久我政史委員。

○４番（久我政史君）　議会だよりのほうの委員長、副委員長が決まりましたので発表させていただきます。

委員長、６番の麻生安夫委員さん、副委員長のほうを久我眞澄委員さんのほうにお願いすることに決まりました。

以上です。

○議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

ただいま報告のありました互選の結果のとおり、議会だより編集特別委員会委員長に６番、麻生安夫委員、同副委員長に２番、久我眞澄委員と決定をいたしました。

◎議会図書室運営委員会委員の選任

○議長（市原重光君）　日程第９、議会図書室運営委員会委員の選任を行います。

この委員につきましては、議会図書室管理規程第３条で議長が選任する旨の規定がされて

おります。

議会図書室運営委員会委員として、総務経済常任委員会委員長の中村　勇議員、厚生文教常任委員会委員長の中村義徳議員の２名を選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、議会図書室運営委員会委員は中村　勇議員、中村義徳議員の２名に決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開はブザーでお知らせをいたします。

（午前１１時０５分）

（休憩中議会運営委員会開催）

〇議長（市原重光君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時３８分）

◎日程の追加

〇議長（市原重光君）　先程、一宮聖苑組合議員であります８番、今関澄男議員から、一身上の都合により辞職願が提出をされ、これを受理いたしましたので報告を申し上げます。

また、休憩中に議会運営委員会が開催されました。内容について、中村　勇委員長から報告をお願いいたします。

中村勇委員長。

〇議会運営委員長（中村　勇君）　議会運営委員会から報告をいたします。

先程の休憩中に、正副議長室において議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。案件は、一宮聖苑組合議会議員の辞職に伴う選挙の日程であります。

協議の結果、一宮聖苑組合議会議員の選挙を追加日程として、本日の日程に追加することに決定をいたしました。

以上、議会運営委員会から報告を終わります。

〇議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

お諮りをいたします。

議会運営委員会で決定のとおり、一宮聖苑組合議会議員の選挙を追加日程第１として直ちに追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがいまして、一宮聖苑組合議会議員の選挙を追加日程第１として、直ちに追加することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「投票」の声あり）

○議長（市原重光君）　投票ですか。投票ということでありますから、それでは投票ということにしたいと思います。

◎一宮聖苑組合議会議員の選挙

○議長（市原重光君）　それでは、追加日程第１、一宮聖苑組合議会議員の選挙を行います。

一宮聖苑組合規約第５条の規定により、１名を議会議員のうちから選挙で選出することになります。

なお、任期は議員の任期であります。

お諮りをいたします。

選挙は投票と決定しましたから、それでは選挙を投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

（議場閉鎖）

○議長（市原重光君）　ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名をいたします。

会議規則第31条第２項の規定により、立会人に１番、丸山克雄議員、２番、久我眞澄議員、３番、伊原邦雄議員の３名を指名いたします。

それでは投票用紙を配付いたします。

投票用紙、配ってください。

（投票用紙配付）

○議長（市原重光君）　配付漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　それでは、念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

なお、白票は無効といたします。

配付漏れないですね。

それでは、投票箱を点検をいたします。

（投票箱点検）

○議長（市原重光君）　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

なお、公職選挙法第95条の規定を準用し、有効投票総数の４分の１以上の最高得票者をもって当選人といたします。

それでは、議席番号１番の方から順番に投票願います。

（投　　票）

○議長（市原重光君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

丸山克雄議員、久我眞澄議員、伊原邦雄議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

見えるところでお願いします。

（開　　票）

○議長（市原重光君）　開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効ゼロでございます。

それでは、有効投票のうち麻生安夫議員５票、丸山克雄議員７票、市原時夫議員２票。

この選挙の法定得票数は４票です。したがって、丸山克雄議員が一宮聖苑組合議会議員に当選されました。

議場の入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（市原重光君）　ただいま一宮聖苑組合議会議員に当選されました丸山克雄議員が議場におられます。会議規則第32条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

丸山克雄議員、一宮聖苑組合議会議員に当選のご承諾とご挨拶をお願いいたします。

○１番（丸山克雄君）　このたび、一宮聖苑組合議会議員を拝命しまして、精いっぱい頑張って参りますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（市原重光君）　ここで暫時休憩といたします。

開会は午後１時からとしたいと思います。お願いいたします。

（午前１１時５３分）

○議長（市原重光君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

○議長（市原重光君）　本日、会議の冒頭で報告いたしました議案の一部について、この休憩中に配付いたしましたので、ご確認をお願いいたします。

日程第10以降の取り扱いについてお諮りをいたします。

各種委員会、協議会等の委員につきましては、各常任委員会委員等が改選されたことに伴い、ここで新たに選出をいたします。

選出の方法につきましては、去る14日の議会運営委員会の報告のとおり、議員全体会議で協議をし、その結果をもって議長から指名する方法により選出することに決定したいと思います。また、委員長等の職にある者をもって充てる委員については、議長から指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第10以降の各種委員会、協議会等の委員の選出につきましては、議員全員で協議し、その結果をもって議長から指名し選出することに決定しました。

それではこの後、暫時休憩し、休憩中に議員全体会議を開催いたします。

議員は302、303会議室へお集まりください。なお、再開はブザーでお知らせをいたします。

（午後　１時０１分）

（休憩中議員全体会議開催）

〇議長（市原重光君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時２３分）

〇議長（市原重光君）　田邉明佳議員。

〇５番（田邉明佳君）　先程の全体会議で色々役職を決めていきましたが、私、ふるさと推進協議会委員を辞退したいのですが、よろしくお願いします。

〇議長（市原重光君）　今、田邉明佳議員さんから申し出がございました。

先程、私の指名ということでお諮りをして決定をされましたけれども、辞退の申し出がございましたので、このふるさと推進協議会の委員さんは、麻生安夫議員にお願いをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

◎睦沢町情報公開審査会委員並びに睦沢町個人情報保護審査会委員の推薦について

〇議長（市原重光君）　それでは、日程第10、睦沢町情報公開審査会委員並びに睦沢町個人情報保護審査会委員の推薦を行います。

この委員については、関連性があるため同一人の推薦を行った経過があります。

睦沢町情報公開審査会委員並びに睦沢町個人情報保護審査会委員として、中村　勇議員さんにお願いを申し上げたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、睦沢町情報公開審査会委員並びに睦沢町個人情報保護審査会委員に、中村勇議員を推薦することに決定をいたしました。

◎長南町ガス事業運営協議会委員の推薦について

〇議長（市原重光君）　日程第11、長南町ガス事業運営協議会委員の推薦を行います。

この委員については、慣例により総務経済常任委員会からの正副委員長、厚生文教常任委員会委員長、そして議長、副議長の５名が選出されています。

長南町ガス事業運営協議会委員として、総務経済常任委員会委員長の中村　勇議員、同副委員長の今関澄男議員、厚生文教常任委員会委員長の中村義徳議員、そして議長、副議長の５名を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、長南町ガス事業運営協議会委員に中村　勇議員、今関澄男議員、中村義徳議員、そして私市原と副議長の５名を推薦することに決定をいたしました。

◎睦沢町国民健康保険運営協議会委員の推薦について

○議長（市原重光君）　日程第12、睦沢町国民健康保険運営協議会委員の推薦を行います。

睦沢町国民健康保険運営協議会の委員として、市原時夫議員を推薦することといたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、睦沢町国民健康保険運営協議会委員に市原時夫議員を推薦することに決定いたしました。

◎睦沢町障害者計画推進協議会委員の推薦について

○議長（市原重光君）　日程第13、睦沢町障害者計画推進協議会委員の推薦を行います。

睦沢町障害者計画推進協議会委員として、久我眞澄議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、睦沢町障害者計画推進協議会委員に久我眞澄議員を推薦することに決定いたしました。

◎睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会委員の推薦について

○議長（市原重光君）　日程第14、睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会委員の推薦を行います。

睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会委員として、今関澄男議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会委員に今関澄男議員を推薦することに決定いたしました。

◎睦沢町民生委員推薦会委員の推薦について

○議長（市原重光君）　日程第15、睦沢町民生委員推薦会委員の推薦を行います。

睦沢町民生委員推薦会委員として、清野　彰議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、睦沢町民生委員推薦会委員に清野　彰議員を推薦することに決定いたしました。

◎睦沢町健康づくり推進協議会委員の推薦について

○議長（市原重光君）　日程第16、睦沢町健康づくり推進協議会委員の推薦を行います。

睦沢町健康づくり推進協議会委員として、伊原邦雄議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、睦沢町健康づくり推進協議会委員に伊原議員を推薦することに決定いたしました。

◎かずさ有機センター運営協議会委員の推薦について

○議長（市原重光君）　日程第17、かずさ有機センター運営協議会委員の推薦を行います。

かずさ有機センター運営協議会委員として、議長と総務経済常任委員会副委員長の今関澄男議員を推薦したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、かずさ有機センター運営協議会委員として、議長と総務経済常任委員会副委員長の今関澄男議員を推薦することに決定いたしました。

◎睦沢町ふるさと推進協議会委員の推薦について

○議長（市原重光君）　日程第18、睦沢町ふるさと推進協議会委員の推薦を行います。

睦沢町ふるさと推進協議会の委員として、麻生安夫議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、睦沢町ふるさと推進協議会の委員に麻生安夫議員を推薦することに決定いたしました。

◎睦沢町環境審議会委員の推薦について

○議長（市原重光君）　日程第19、睦沢町環境審議会委員の推薦を行います。

中村義德議員と田邉明佳議員の両名を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、睦沢町環境審議会委員に中村義德議員と田邉明佳議員の両名を推薦することに決定いたしました。

◎社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会評議員の推薦について

○議長（市原重光君）　日程第20、社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会評議員の推薦を行います。

社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会評議員として、伊原邦雄議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

伊原邦雄議員。

○３番（伊原邦雄君）　ご指名いただいたんですけれども、表見ますと、まだここにお名前の載っていない方もいらっしゃるので、私が二つ、こう載せるのは非常によくないのではないかと思いますので、どなたかいらっしゃったら。先程は、そこまで考えなくてお話ししたんですけれども。

○議長（市原重光君）　決まったことですから。

なお、やっていない方がいるというのはよくわかります。後でまた色々、もろもろまた役職を担ってもらうかもしれませんから、その辺でご理解をしてもらいたいというふうに思い

ます。伊原さん、よろしくお願いいたします。

○３番（伊原邦雄君）　はい。

○議長（市原重光君）　それでは、社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会評議員に伊原邦雄議員を推薦することに決定をいたしました。

◎睦沢町シルバー人材センター役員の推薦について

○議長（市原重光君）　日程第21、睦沢町シルバー人材センター役員の推薦を行います。

睦沢町シルバー人材センター役員として、久我政史議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、睦沢町シルバー人材センター役員に久我政史議員を推薦することに決定いたしました。

◎社会を明るくする運動睦沢町推進委員会委員の推薦について

○議長（市原重光君）　日程第22、社会を明るくする運動睦沢町推進委員会委員の推薦を行います。

社会を明るくする運動睦沢町推進委員会委員として、議長と厚生文教常任委員会委員長の中村義徳議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、社会を明るくする運動睦沢町推進委員会委員として、議長と厚生文教常任委員会委員長の中村義徳議員を推薦することに決定をいたしました。

◎議案第１号、議案第２号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君）　それでは、日程に入ります。

日程第23、議案第１号　睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第24、議案第２号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての２議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原　武君）　議案第１号　睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度人事院勧告及び平成29年度千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、期末手当について、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様の改正を行うものです。内容としましては、期末手当の率を年間0.1月引き上げるものです。

第１条につきましては、本年度の期末手当の率の引き上げを行うもので、12月の期末手当において、当該手当の率を0.1月引き上げるものです。

第２条につきましては、来年度の期末手当の率に係るもので、６月の期末手当の率を0.05月引き上げ、12月の期末手当の率については、第１条において0.1月引き上げた2.325月から0.05月引き下げ2.275月とし、６月及び12月を合わせ、引き上げ率を年間で0.1月とするものです。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第２号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度人事院勧告、平成29年度千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告により、給与条例の改正を行うものです。主な内容としましては、給料月額並びに勤勉手当の率の引き上げです。

第１条につきましては、平成29年度における給与月額並びに勤勉手当の引き上げについてで、人事院勧告によれば、給与月額について民間給与が国家公務員の給与を平均631円、0.15％上回っているため、若年層に重点を置きながら引き上げ改定を行うこととしています。このことから、本町でも国及び県に準じ引き上げを行うものです。

なお、本町の給料月額における上昇率は0.27％、影響額は約87万6,000円です。併せまして、勤勉手当については民間格差により年0.1月引き上げることとしており、本町においても同様に改定するものです。今年度においては、12月期の勤勉手当を改正するものとし、影響額は約332万5,000円です。

第２条につきましては、平成29年度以降の勤勉手当の率については、第１条において12月

期のみで0.1月引き上げを行ったことから、来年度以降の率を６月期及び12月期に分散させるため0.05月引き下げ、引き上げた後の0.95月を0.9月とするものです。

第３条、第４条については、任期付職員のうち特定任期付職員について、第１条、第２条と同様に改正するもので、第３条では給料月額並びに期末手当の率の引き上げ、第４条では職務基準の規定、期末手当の率の調整を行うものです。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

まず最初に、議案第１号　睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○１２番（市原時夫君）　これは県の様々な調査によってということですので、そうするとこれは、例えば郡内では同じということなのか、特別に睦沢町は変えたところが、判断であったのかどうか、お聞きをします。

○議長（市原重光君）　鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君）　お答えします。

人事院勧告の基準でございますけれども、４月期の民間企業、これは国が幾つか選定をしまして、その中で格差の部分を割り出すということになっております。ですから、この長生郡とかではなくて国の基準に合わせているものでございます。

なお、各町村におきましてもこの基準、または県の基準に合わせて改定をしているというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君）　他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君）　ないようですので、次に、議案第２号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○１２番（市原時夫君）　ただいまの説明の中で、一般職並びに期限付特別職でしたか。

○議長（市原重光君）　任期付。

○１２番（市原時夫君）　任期付職員の例が出ましたが、実際に町が雇用という関係でいうと

臨時職とかその他あると思うんですが、その人たちの扱いについてはこれでは全く触れず変わらないということになるのでしょうか。

私としては、ほとんど同じような仕事されているわけで、こうしたものは正職員にすべきだと思いますが、そういうされない段階でも全体の中で生活は同じなわけですから、同じく反映をすべきだと思うんですが、人数とともに教えてください。

○議長（市原重光君）　鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君）　お答えさせていただきます。

まず、町の再任用とか任期付職員、臨時職員についてのお問い合わせだというふうに思います。再任用については６名、それから任期付につきましては４人、臨時につきましては長部局で12人、教育委員会部局で26人、計38人になっております。

今回の改定で、再任用については職員と同様で、任期付につきましても手当の部分について改定になろうかというふうに思います。ただ、臨時職員につきましては、今回の改定でというところにはならないというものでございます。

なお、臨時職員の賃金等につきましては、毎年その職種内容並びに最低賃金等の基準も出ておりますので、そこら辺も含めて随時、各分野あるわけですが、その辺の近隣の情勢も見ながら改定をさせていただいているというところでございます。

なお、最後に申しました臨時や非常勤職員の制度についてでございますけれども、ご存じのとおり、昨年の５月17日に地方公務員法並びに地方自治法の一部を改正する法律が公布されました。これによって、今後、平成32年４月に施行されるわけですが、それまでに一般職の会計年度任用職員制度というのが創設されまして、今までのような臨時職員、非常勤職員の体系では採用出来ないような形になってきます。

そういう意味では、さっき言った同じ仕事で同じ給与というような方向に国全体で進んでいるというふうに思います。県のほうも今この辺に合わせて整備をしておりますが、町もこれに合わせて改定をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君）　他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君）　それでは、ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　ありません。それでは異議なしと認めます。

これから採決を行います。

まず最初に、議案第１号　睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君）　起立多数です。

したがって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君）　起立全員です。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君）　日程第25、発議案第１号　睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

中村　勇議員。

○１１番（中村　勇君）　発議案第１号　睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明いたします。

昨今の社会情勢及び人事院並びに千葉県人事委員会の勧告に準じ、町一般職及び特別職の期末手当等が引き上げられたことを受けまして、町議会といたしましての考えを協議、整理いたしましたところです。その結果、睦沢町議会議員の期末手当を平成29年度分から現行の年間4.3か月分を4.4か月分に改めるものであります。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、提出者の説明といたします。

○議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田邉明佳議員。

○５番（田邉明佳君）　私、以前、各種団体に睦沢町議会として出た場合の費用弁償を削ったらどうかと睦沢町議会の中で言わせていただいたんですが、そういった、もともと議員は議員報酬としていただいておるわけですから、その各種団体に赴いた際は要らないんじゃないだろうかと思ってそういった発言したのですが、そうしたら何でもかんでも要らないということかと思ってしまう短絡的な方もいて困ったものなんですけれども、それは置いておいて、ちょっと確認なんですけれども、人事院勧告ということで、単に町に合わせたということでしょうか。それだけ確認させてください。

○議長（市原重光君）　中村　勇議員。

○１１番（中村　勇君）　ただいまご質問ありましたけれども、先程、議案第１号並びに第２号で審議行われました。国及び県に準じて行うものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君）　他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「討論」の声あり）

○議長（市原重光君）　討論、市原時夫議員。

○１２番（市原時夫君）　私は反対の立場で討論させていただきたいと思います。

生活給とかいう立場で考えれば、特に睦沢町の議会の報酬等というのは、私は低いと思います、率直に申し上げまして。ただ、こういう種類のものは住民の暮らし、生活がどうなっているのかという視点から考える必要があるのではないかと思うんです。

今も年金は下がる、それから介護負担、国保負担、いろんな負担が増えてきて大変な中です。そういう中で、本当に議員にもっと頑張ってもらいたいということで、住民がこういうものについて肯定的な態度をとるかということについて、私は甚だ疑問だということで反対の立場での討論といたします。

○議長（市原重光君）　次に、賛成者の討論を行います。

ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　それでは、討論を終結いたします。

これから採決を行います。

発議案第１号　睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君）　起立多数です。

したがって、発議案第１号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号～議案第７号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君）　日程第26、議案第３号　平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第７号）から日程第30、議案第７号　平成29年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）までの５議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君）　ありがとうございました。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原　武君）　議案第３号から議案第７号、議案第３号　平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第７号）から議案第７号　平成29年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）までを一括にて提案理由を申し上げます。

先程、議案第１号及び議案第２号により、平成29年度人事院勧告及び平成29年度千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、所定の改正をさせていただきました。このことから、職員給与等を各特別会計へ繰り出す人件費について補正させていただくものです。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

最初に、議案第３号　平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第７号）について、質疑のあ

る方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　ないようですので、次に議案第４号　平成29年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　ないようですので、次に議案第５号　平成29年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　ないようですので、次に議案第６号　平成29年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　ないようですので、最後に、議案第７号　平成29年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

これから採決を行います。

最初に、議案第３号　平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第７号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君）　起立多数です。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号　平成29年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君）　起立全員です。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号　平成29年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君）　起立全員です。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号　平成29年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君）　起立全員です。

したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

最後に、議案第７号　平成29年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君）　起立全員です。

したがって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第１回睦沢町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さまでございました。

（午後　２時０５分）